

4月28日付にて新型コロナウイルス感染症に関する日本の新たな水際対策として、テネシー州を含む米国4州（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）が「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定されました。これにより、テネシー州を含む米国4州に滞在・訪問歴のある方が日本時間5月1日（土）午前0時以降に日本入国する場合、現在求められている以下1の措置に加え、2の措置が追加されますところ、ご注意ください。

1 既存の措置

- ・ 出国前72時間以内の新型コロナウイルス陰性証明の取得及び提示

※日本入国時に求められる新型コロナウイルス陰性証明（検査証明書）がその要件を満たさない場合、日本への入国は認められないため、出発国において日本便への搭乗を拒否されることとなります。特に、有効な「検体」及び「検査方法」を用いた検査であることをよく確認する必要があります（検体：「Nasal Swab」等は不可、検査方法：「Antigen test/kit」「Antibody test/kit」等は不可）。

- ・ 本邦到着時、空港検疫での検査
- ・ 14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用
- ・ 14日間待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入などについての誓約書の提出
- ・ 14日間の健康フォローアップのための質問票の提出

- 水際対策に係る水際対策強化について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2 追加措置

- ・ 本邦到着後、検疫所長の指定する場所にて3日間の待機
- ・ 日本到着日の翌日から3日目にPCR検査を実施し、陰性と判断された場合、入国後14日間の残りの期間（11日間）を自宅等で待機

- 水際対策の抜本的対策に関するQ&A（3月21日現在）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

3 措置適用日時

2021年5月1日（土）午前0時（右日時以降の日本入国より）

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

在ナッシュビル日本国総領事館

住所：1801 West End Ave #900, Nashville, TN 37203

電話：(615) 340-4300（代表）